

(要旨)

# 「教育権」論による職業教育訓練忌避観の生成 — 堀尾輝久の「教育権」論を中心に —

田中萬年（元職業能力開発総合大学校）

## はじめに

わが国で職業教育が十分に評価されていないことに関して、本田由紀は高等学校普通学科改革論を「普通科という枠の中で高校生を明確に序列付け、しばしば専門学科をその下に位置付けて捉える視線が色濃い」（2019年5月19日ツイッター）と批判している。このようなわが国の職業教育訓練が差別され、低迷しているとの指摘は少なくない。

職業教育は職業訓練が重視されない社会で尊重されるわけではなく、そしてその逆も真なり、と言える。最初のILOの勧告やユネスコの勧告は学校での技術教育や職業教育は職業訓練のために行くと定義した。また、「教育基本法」“改正”時に文部省がフランスにもあるとした“Loi d'orientation sur l'éducation”は、“éducation”「への権利は…社会生活および職業生活に参加し、市民としての権利の行使を可能にする…ため」としている。わが国「教育基本法」の「教育は…職業…を重視し、勤労を重んじる」とは異なると言える。

ちなみに、イギリスの庶民の学校は「徒弟法」、「救貧法」下のワークハウススクール、「工場法」を経てわが国の「学制」制定11年前の1861年に成立している。イギリスの学校はわが国とは反対の発展をしている。つまり、イギリスの学校は若者の“働く過程での学習”を整備したと言え、“education”と「教育」との概念の相違が表れている。わが国の職業教育訓練低迷の背景にはこのような“education”の概念を誤解していることにも関連している。

わが国でも福沢諭吉は『学問のすゝめ』を初めとして各種の論考で実学の振興を強調したが、維新期の財政事情から職業教育の整備は遅れた。むしろ、「立身」のための進学に有利な普通教育が主流となり、職業教育は軍備拡張の戦時期に推進された。このことがまた戦後に批判され普通教育・教養主義信奉に偏向したと言える。

そのような職業教育の不振の観念について、本田は「見失われてきた『教育の職業的意義』にて教育学の内部における職業忌避観もあり、教育と労働の関係性が時の政策において利用されてきたことへの反発があったこと等を背景に、進学率の向上と、高度経済成長による企業の労働力の確保の意図への批判にある、としている。本田の指摘に異論はないが、より根源的な課題があると考えられる。

報告者は職業教育が忌避される現行の法体系がどのように形成されているかについて整理した。しかし、職業教育を忌避する法体系が生じる根源的な観念が何に因るのかについての考察までには及んでいない。

本報告では、職業教育訓練への忌避観が「世界人権宣言」の“the right to education”とは異なるわが国独特の「教育を受ける権利」の体系化によって生成されたことを解明する。

ところで、堀尾輝久はヨーロッパの人権思想から「教育を受ける権利」論が発達し、わが国でも規定されたとの論理を立てている。ただ、堀尾が最初にソビエト憲法に現れたという「教育を受ける権利」の英訳は「世界人権宣言」と同じ“the right to education”である。「世界人権宣言」を最初にわが国に紹介した鈴木安蔵は「教育に対する権利」と訳していた。ちなみに、「日本国憲法」公式訳の「ひとしく教育を受ける権利」は“the right to receive an equal education”である。

そして、堀尾が「教育を受ける権利」が最初に現れたとするソビエト憲法の成立は1936年であるが、それより早く片山潜等が1898年に、幸徳秋水も1904年に、さらに下中彌三郎も1920年に主張している（以下、片山等の戦前の「教育を受ける権利」論は「教育権」と略す）。

片山等は批判できない「教育勸語」下の「教育を受ける義務」の時代、対抗して「教育権」を主張した。同時に、人間育成の原点である徒弟制度を批判したため、両者はセットとなり、職業教育訓練を忌避する観念が創生されたと考えられる。

ここで、堀尾の「教育権」論を批判する意味は、その論には職業教育訓練忌避観が合体しているからである。

## 1. 堀尾輝久の「教育権」論研究の視座と問題

堀尾は「教育権」論の代表的著作である『現代教育の思想と構造』（昭和46）で次のように述べている。

各国の史実の強引な切り取りや、思想家や政治家の発言の部分的引用が、筆者の恣意的操作として批判されるかもしれない。ただそれが、実証も論理も、現実の課題への寄与もと、「盲目」でも「空疎」にでもない研究を欲張った筆者の実験的試みであり、それが今後の研究の完成のために、大胆には過ぎても、許容されうる必要な操作であったことを願うのみである。

堀尾の論点は「許容されうる必要な操作」ではなく、「今後の研究の完成のため」にならず悪弊を残したと言える。

堀尾の過ちは、「教育」と奇妙な日本語である「教育を受ける権利」を是認したことから始まった。そのため、片山等が主張した「教育権」論に気づかなかつた。そして、福沢諭吉の「発育」論を看過したため、「教育」と“education”の概念が異なることに気づかなかつた。

更に、マッカーサー草案には「教育を受ける権利」の規定が無かったこと、「日本国憲法」の審議過程で佐々木惣一が「教育を受けることは権利になるのか」との疑問を投げかけていることを無視した。このような幾重ものミスを犯した上では“the right to education”と「教育を受ける権利」が同じとして調べても論理的に整合性が取れず、そこに「実験的試み」とする「恣意的操作」を行わざるを得なかつたと言える。

## 2. 「教育を受ける権利」の祝詞化

そして、「教育を受ける権利」がソビエト憲法から始まり、「日本国憲法」に規定され、「世界人権宣言」にも規定されたとして、「教育を受ける権利」は「人類共通の思想的財産となつた」と礼賛した。この礼賛は批判を許さない錦の御旗となり、あるいは祝詞（のりと）となり国民を呪縛した。

## 3. “マルクス教育権論”の創作と偽証

堀尾はマルクスの考えとして次のように記している。

マルクスも、当然のことながら、「教育が国民の権利」であり、「政府の義務」だと考えた<sup>(19)</sup>。

ところが、マルクスの言葉だろうと思われる「教育が国民の権利」及び「政府の義務」は記していない。堀尾の創作なのである。堀尾は『マルクス・エンゲルス選集』を読まずに記していたのである。

また、堀尾は次のようにも記している。

同じ頃、マルクスは、「第一インターナショナルへの指示」のなかで、「児童と少年の権利」を守るのは「社会の義務」だとのべている<sup>(41)</sup>。

上の注(41)は矢川徳光編『マルクス=エンゲルス教育論』青木文庫、1956年のことである。しかし、マルクスは「第一インターナショナルへの指示」は書いていない。この過誤は堀尾が『選集』を読んでいなかったから生じたのである。

## 4. 「教育権」論による職業教育訓練の忌避

堀尾は「日本国憲法」において第26条の「教育を受ける権利」が第25条の生存権を保障するために重要な人権だということを強調している。このことは、おそらく堀尾が法学出身であるために気付いた論理だと思われるが、法令では先に規定された条文が後の条文よりも優位に働くという性格を説明しているに過ぎないのである。

しかし、「世界人権宣言」では労働権は第23条に"education"権は第26条に規定されている。「人類共通の思想的財産」である「世界人権宣言」の思想と構造を無視しているのである。

## 5. 「職業選択の自由」と「学問の自由」の構造無視

「学問の自由」が保障された戦後は疑問が残る。何故なら堀尾の条文の順序の論理を応用すれば、「日本国憲法」第23条の「学問の自由」は第22条の「職業選択の自由」を保障する人権である、と言うことになるが、このことを堀尾は述べていない。この問題は、学問は職業選択のために考究すべきである、となるが、堀尾にはそのような論述は無い。

## 6. 「教育への権利」への転進か？

ところが堀尾は『教育基本法をどう読むか』(1985)で「『教育を受ける権利』という表現にも問題があると思っています。少なくともそれは『教育への権利』という表現の方がよい』と豹変する。しかし、何が問題なのかの解説はない。「教育を受ける権利」が問題であれば分かり易く解説するのが「教育権」論を体系化した研究者の責務であろう。

堀尾は『どう読むか』第1節の最後に「誰が、何を『正しい認識』と判断するのか、この点にとくに注目しつづける必要があるのです。」と記している。堀尾の論についても同様に国民が「正しい認識」をしなければならないが、以上の紹介のようにそれは困難であり、むしろ堀尾の論に疑問が沸く。

転進でも豹変でもないことは「教育への権利」を主張した後に、『現代教育の思想と構造』を訂正しないままの同時代ライブラリー版を刊行(1992)したことに現れている。

## 7. 職業教育訓練忌避観の拡大再生産

「教育を受ける権利」は労働界においても信奉された。例えば、「労働基準法」の検討過程で労働界は徒弟制度廃止を主張したが、公聴会で徒弟制度に反対する労働組合であっても6割以上の組合が何らかの教育活動の必要性や「教育を受ける権利」を主張した。

徒弟制度への評価は教科書に象徴的に表れている。わが国の高等学校の歴史教科書では徒弟制度を紹介していないか、紹介しても封建的な制度とする批判的解説となっている。ここからは職業教育訓練への尊重観は育たない。しかし、イギリスのテキストにおいては技術・スキルの伝承として徒弟制度の意義を解説しているという差異がある。しかも、イギリスのテキストを誤訳して紹介している。

それは、濱口桂一郎が「…世界共通の政策課題として徒弟制がこれだけ取り上げられているのに、…日本の発言者としては出ていない」と紹介しているように、官僚の国際会議での思考停止となり、わが国の孤立を示している。このような官僚が学校教育にて養成され、職業教育訓練忌避観の形成は拡大再生産している。

## おわりに

堀尾の「教育権」論の問題は、その裏面に職業教育訓練忌避観が同化していることである。そのため一人ひとりの国民の発達と能力の開発に関する論理が忌避されることになる。

それは、堀尾が「教育」を定義していないことにある。憲法や法律でも「教育」を定義していない。教育を定義せず教育を用いれば、為政者の論が主流になるのは当然である。

今後、職業教育訓練への尊重観の醸成のためには国民一人ひとりが自立できる為の職業能力を修得することが権利であるという理論を構築することが重要である。

そのためには大田堯が「educationに…『教育』…をあてたことは…『誤訳』だったとも云えよう」としている反芻から再出発すべきである。また、永六輔の「まず『教育』にかわる言葉をつくるべき」との提言が極めて重要である。そのために福沢が提言した「発育」に転換することも一案であるかも知れない。国民の立場からは「学ぶ権利」、「学習する権利」である。そのため、永も提言している「学習」を用い、「学習支援」が良いかも知れない。その時、鈴木安蔵の非「教育」の労働権の構想が検討されるべきである。

これまでに多くの方に戴いたご教示に感謝します。ご批判戴ければ幸いです。